

和光都市計画地区計画の変更（和光市決定）

都市計画広沢地区地区計画を次のように決定する。

名 称	広沢地区地区計画	
位 置	和光市広沢の一部	
面 積	約 9.7 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、東武東上線和光市駅南側約 1.0 km の位置にあり、地区の北側に一般国道 254 号が通過しており、交通利便性の高い地区となっている。</p> <p>また、核的な公共公益施設が集約するシビックコアとして市役所をはじめとする官公庁施設、小学校・中学校などの教育施設、児童センターや保育園などの福祉施設が立地している地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し公共公益施設が集積する重要な拠点として地区の特性に合った土地利用を誘導するとともに地区周辺の良い住環境の保全と調和のとれた都市環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用に関する方針	公共公益施設を集積を図るとともに、地区周辺の住環境に配慮した土地利用の誘導を行いシビックコアとして品格のあるまちなみを形成する。
	建築物等の整備の方針	<p>本地区の地区計画の目標、土地利用の方針の実現のため、建築物等について、次の規制・誘導を行う。</p> <p>地区周辺の景観との調和を図り、公共公益施設が集約するシビックコアとして品格のあるまちなみとするため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を行う。</p>
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	多数の公衆の利用に供する施設の出入口・通路・階段等については、高齢者や身体障害者等の利便性に配慮する。

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	建築物等の 形態又は色 彩その他の 意匠の制限	<p>建築物等（工作物にあつては、建築基準法施行令第138条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げるものに限る。）の外観は、次の表に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えないものとする。</p>		
			色 相	明 度	彩 度
			7.5R から7.5Y	2を超えるもの	4を超えるもの
				2以下のもの	—
			7.5RPから7.5R （7.5Rは含まない） 7.5Y から7.5GY （7.5Yは含まない）	2を超えるもの	4を超えるもの
2以下のもの	—				
7.5GYから7.5RP （7.5GY及び7.5R Pは含まない）	2を超えるもの	2を超えるもの			
	2以下のもの	—			
無彩色N	2以下のもの	—			

（上記色彩基準は、日本工業規格Z8721で定める三属性による色の表示方法による。）

理由：公共公益施設の拠点形成を図るため。